

令和7年度長崎県産業廃棄物リサイクル施設整備促進事業 補助金募集要領

長崎県では、産業廃棄物の排出抑制、減量化及びリサイクルの促進に資する施設の導入及び改修費用の一部を補助します。

1. 制度の概要

対象事業	○県内の事業所における以下の事業 ・排出事業者が自らの製造工程や処理方法等の改善・新設・増設により、産業廃棄物のリサイクルを促進するための施設整備事業 ・産業廃棄物処理業者が行う中間処理により発生する残さを、処理方法等の改善・新設・増設により、自らリサイクルを促進する事業 など
対象事業者	・産業廃棄物の排出事業者 ・産業廃棄物処理業者 ただし、以下の要件を全て満たす者に限る。 (1) 自己又は自社の役員等が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第14条第5項第2号に規定する欠格要件に該当する者でないこと。 (2) 前号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。 (3) リサイクルを実施するための適切な知識及び技能並びに経理的基礎を有していること。 (4) 過去5年以内に廃棄物処理法の違反がないこと。 (5) 県税の未納がないこと。
対象経費	対象事業の実施に係る工事費及び設備費等
補助率等	対象経費の1/2以内、1件あたり上限10,000千円
事業期間	交付決定日（※）～令和8年3月31日 ※交付申請期間終了から概ね1か月以内

※詳細については必ず実施要綱をご確認ください。

2. 申請期間 令和7年4月21日（月）～令和7年5月30日（金） 必着 （事前相談の受付期間）

令和7年4月21日（月）～令和7年5月16日（金）

3. 申請方法 交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて 裏面記載の申請先に提出してください。

※申請にあたっては、必ず事前相談してください。

事前相談がない場合の申請は受付できません。

※予算の範囲内での交付決定となりますので、申請者が多数に及ぶ場合は、選定させていただきます。

県ホームページ
QRコード

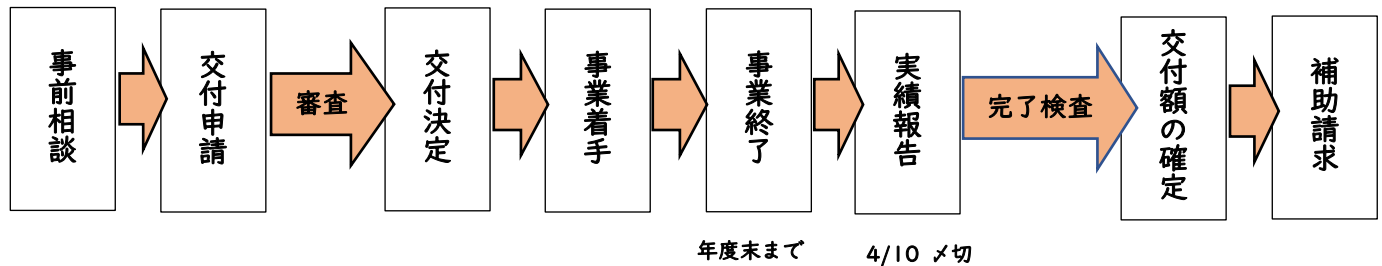


※QRコードは、(株)デンソーウェーブの商標登録です。

※実施要綱及び申請様式は県ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kurashi-kankyo/haikibutsu-recycle/gomizero/industrialwasterecyclinginstitutionsetuppromotionsubsidy/>

4. スケジュール



【問合せ・申請先】

長崎県 県民生活環境部 資源循環推進課 循環型社会推進班

TEL：095-895-2373（直通）

FAX：095-824-4781

E-mail：sl6100@pref.nagasaki.lg.jp

